

金融円滑化法期限到来後の当行の対応方針について

ご安心ください！

法期限到来後も、当行の金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。

お客様の申込・ご相談には、引き続き真摯にかつ迅速に対応してまいります。

当行は、金融の円滑化が地域金融機関として果たすべき重要な役割の一つであることを認識し、金融円滑化法施行以前から、「お客様中心主義」に徹し、お客様の資金需要やご返済条件見直し等のご要望に対する対応や、お客様の経営相談・経営指導及びお客様の経営改善に向けた取り組みに関する支援を適切・迅速に行なうよう努めてまいりました。

金融円滑化法は、平成25年3月末を以って期限を迎えますが、法期限到来後も、当行の金融円滑化に向けた上記方針は何ら変わるものではございません。

当行は、金融円滑化法期限到来後も、中小事業者のお客様や住宅ローンをご利用の皆様からのご返済条件の変更等のお申出に対し、これまでと同様、真摯にかつ迅速に取り組んでまいります。

また、中小事業者のお客様に対しては、お客様がお持ちの経営課題の解決に向けた継続的な取り組みに対して、課題に応じた最適な解決策をご提案させていただき、十分な時間をかけてその実現のための支援を行なうなど、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。

お客様がお持ちの経営課題やその解決策につき是非ご相談ください。

金融円滑化法期限到来後の対応Q & A

Q

3月以降、銀行が、貸付条件の変更等に応じなくなるのでは？

貸し済りや貸し剥がしは、起きませんか？

A

当行は、金融円滑化法期限到来後も、中小事業者のお客様からのご返済条件の変更等のお申出や資金需要に対するご相談、住宅ローンをご利用の皆様からのご返済条件の変更等のお申出に対し、これまでと同様、真摯にかつ迅速に取り組んでまいります。

Q

貸付条件の変更等を行った借り手は、平成25年3月までに経営課題を解決しなければならないのですか？

A

貸付条件の変更等を行った全てのお客様に平成25年3月までに何らかの最終的な解決を求めるものではありません。当行は、それぞれのお客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立ってご提案し、十分な時間をかけてご支援します。

◆本件に関するお問い合わせ窓口◆

静岡中央銀行 融資部 金融円滑化相談窓口 (担当:河輪)

0120-622-980



静岡中央銀行